

茨城町奨学金貸付けの募集

卒業後、茨城町に定住する方は返済免除

町では、経済的理由により大学等での修学が困難な学生を対象に、奨学金を貸付けます。この奨学金は、大学等を卒業後6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に返済を免除します。

▶対象者

大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という）に在学する方

▶応募資格(以下のすべてに該当する方)

- ①茨城町民、または茨城町民の子であること
- ②人物及び学業ともに優れている者であること
- ③経済的な理由により修学が困難と認められる者
- ④確実な連帯保証人及び保証人を選任できる者



▶募集人数・貸付金額等

募集人数 5人
選考方法 申請書類をもとに審査・選考
〔応募者多数の場合は小論文試験（5月29日(日)実施予定）を行います〕
貸付金額 月額2万円（年額24万円）
貸付期間 在学する大学等の正規の修業期間
利息等 貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します）

▶返済方法

大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済していただきます。

▶募集期間

4月1日(金)～5月20日(金)

▶申込方法

募集期間内に申請書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口まで提出をお願いします（申請書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

▶奨学金の返済免除

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します。

募集要項及び申請書類は、[茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口](#)で配布しています。
また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込・問合せ先】 学校教育課 総務グループ ☎029-240-7121（直通）
茨城町駒場庁舎（茨城町駒場450）